

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達案件は、電子入札に係る手続きを「電子調達システム」において行うものです。

関東地方整備局電子入札運用基準（物品役務等）における規定については、一部を除き、本調達案件に準用するものとします。

令和6年2月8日

分任支出負担行為担当官

東京湾口航路事務所長 三上 晃

1. 業務内容

- (1) 契約名 令和6年度 東京湾口航路事務所車両管理業務（電子調達対象案件）
- (2) 業務内容 別冊 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 履行場所 発注者の所掌事務に係る事業区域及び発注者が別途指示する区間
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長等が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- (3) 下記①～③いずれかの条件を満たし、④に該当する車両管理責任者1名及び車両管理責任者代理1名以上を本業務に配置できること。（なお、年数の計算においては、特に定めのない限り、令和6年2月1日現在を基準とする。）
 - ① 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け、1年以上の運転管理の実務経験を有する者。
 - ② 3年以上の運転管理の実務経験を有する者。

③ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に定める運行管理者の資格を有し、1年以上の運転管理の実務経験を有する者。

④ 関東地方整備局管内に常駐できる者。

注) 運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監督すること」をいう。

(4) 本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時(4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定の時まで)までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 電子調達システムによる場合は電子認証(ICカード)を取得していること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地

東京湾口航路事務所 総務課 品質管理係 電話 046-828-8364

(2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(1)の問い合わせ先と同じ

(3) 入札説明書の配付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、次の方法で入札説明書等を配付する。

(ア) 電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(イ) 上記によりがたい場合は次の場所で配付する。

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地

東京湾口航路事務所 総務課 品質管理係 電話 046-828-8364

配付期間：令和6年2月8日から令和6年3月7日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分)

(4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限 令和6年2月26日14時00分

(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札、郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による入札書の受領期限 令和6年3月7日14時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和6年3月11日 11時00分 東京湾口航路事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

(ア) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を作成し、上記3.（4）の受領期限までに上記3.（2）に示すURLに電子調達システムを利用して提出しなければならない。

(イ) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を作成し、上記3.（4）の受領期限までに上記3.（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、（ア）、（イ）いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官（補助者含む）から証明する書類等に関する説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(9) 本業務に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和6年4月1日とするが、当該業務にかかる令和6年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。なお、この場合であっても上記1.（3）に記載の履行期間は令和6年4月1日からとする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(10) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約（不落随契）には移行しない。

(11) 詳細は入札説明書による。